

給付金算定書（宿泊業）

□ 宿泊業

算定基準	客室数	申請及び請求額
客室数	35 室	1,000,000 円

※上限額 200 万円

※以下の表を参考に給付金の申請及び請求額を算定してください。

別表第 2（第 4 条関係）

業種	給付金の額
宿泊業	客室が 5 室以下 20 万円
	客室が 6 室以上 10 室以下 40 万円
	客室が 11 室以上 20 室以下 60 万円
	客室が 21 室以上 30 室以下 80 万円
	客室が 31 室以上 40 室以下 100 万円
	客室が 41 室以上 50 室以下 120 万円
	客室が 51 室以上 60 室以下 140 万円
	客室が 61 室以上 70 室以下 160 万円
	客室が 71 室以上 80 室以下 180 万円
	客室が 81 室以上 200 万円

給付金算定書（貸切バス業）

記載例

□ 貸切バス業

1 車両の内訳

番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー
1	鹿児島●●り ●●-●●	11		21	
2	鹿児島●●た ●●-●●	12		22	
3	鹿児島●●し ●●-●●	13		23	
4		14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

※ 欄が不足する場合は、複写のうえ使用すること。

2 給付金の算定

算定基準	台数(A)	1台あたりの 給付金額(B)	申請及び請求額 (A) × (B)
貸切バス	3 台	100,000 円	300,000 円

※上限額 200 万円

※以下の表を参考に給付金の申請及び請求額を算定してください。

別表第2（第4条関係）

業種	給付金の額
貸切バス業	保有する貸切バス1台につき10万円（上限額200万円）

給付金算定書（レンタカー業）

記載例

□ レンタカー業

1 車両の内訳

番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー	番号	車両ナンバー
1	鹿児島●●り ●●-●●	11		21	
2	鹿児島●●た ●●-●●	12		22	
3	鹿児島●●し ●●-●●	13		23	
4		14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

※ 欄が不足する場合は、複写のうえ使用すること。

2 給付金の算定

算定基準	台数	申請及び請求額
台数	3 台	200,000 円

※上限額 100 万円

※以下の表を参考に給付金の申請及び請求額を算定してください。

別表第 2（第 4 条関係）

業種	給付金の額
レンタカー業	保有する自動車が 10 台以下 20 万円
	保有する自動車が 11 台以上 20 台以下 30 万円
	保有する自動車が 21 台以上 30 台以下 40 万円
	保有する自動車が 31 台以上 40 台以下 50 万円
	保有する自動車が 41 台以上 50 台以下 60 万円
	保有する自動車が 51 台以上 60 台以下 70 万円
	保有する自動車が 61 台以上 70 台以下 80 万円
	保有する自動車が 71 台以上 80 台以下 90 万円
	保有する自動車が 81 台以上 100 万円

給付金算定書（駐車場業）

記載例

□ 駐車場業

算定基準	駐車台数	申請及び請求額
駐車台数	150 台	250,000 円

※上限額 50 万円

※以下の表を参考に給付金の申請及び請求額を算定してください。

別表第 2（第 4 条関係）

業種	給付金の額
駐車場業	駐車台数が 51 台以上 100 台以下 20 万円
	駐車台数が 101 台以上 150 台以下 25 万円
	駐車台数が 151 台以上 200 台以下 30 万円
	駐車台数が 201 台以上 250 台以下 35 万円
	駐車台数が 251 台以上 300 台以下 40 万円
	駐車台数が 301 台以上 350 台以下 45 万円
	駐車台数が 351 台以上 50 万円